

<使用開始日>
2014年1月11日

野村アクティブ・アロケーション・ファンド

日本株コース

愛称：トレンド・サーフィン

追加型投信 国内 株式

【投資信託説明書（交付目論見書）】

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 ^(注)	年1回	日本	ファミリーファンド [*]

（注）（投資信託証券（資産複合（債券、株価指数先物取引）資産配分変更型））

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号 ■設立年月日：昭和34年（1959年）12月1日

■資本金：171億円（平成25年9月末現在） ■運用する投資信託財産の合計純資産総額：18兆1104億円（平成25年8月30日現在）

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村アクティブ・アロケーション・ファンド 日本株コースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年5月17日に関東財務局長に提出しており、平成25年5月18日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★
<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★（基準価額等）
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



野村アクティブ・アロケーション・ファンド 日本株コース 信託終了(繰上償還)について

「野村アクティブ・アロケーション・ファンド 日本株コース」(以下「当ファンド」といいます。))につきましては、下記の通り信託を終了(繰上償還)することについて、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を実施する予定です。

記

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合には、書面決議の成立をもって、受託者と合意のうえ、信託を終了(繰上償還)させることができると規定しています。

当ファンドの受益権の口数は30億口を下回る状態にあるため、当ファンドの投資信託約款に基づきまして、信託を終了(繰上償還)することについて書面決議の手続きをとることといたしました。

可決となった場合、当ファンドは平成26年3月27日に信託終了(繰上償還)いたします。

否決となった場合、当ファンドは信託を終了(繰上償還)しません。

なお、平成26年1月11日以降のお申込みにより取得された受益権および平成26年1月10日以前のお申込みにより換金された受益権については、書面決議における議決権はございません。

また、書面決議の結果、平成26年3月27日に信託終了(繰上償還)する場合、平成26年2月25日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

■主要投資対象

円建ての短期公社債等の短期有価証券を実質的な主要投資対象[※]とし、わが国の株価指数先物取引^{*}を実質的な主要取引対象[※]とします。

※ 「実質的な主要投資（取引）対象」とは、「野村アクティブ・アロケーション・ファンド 日本株マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資（取引）対象という意味です。

* 当面は主として国内上場の日経平均株価（225種）を対象とした先物取引を利用する予定です。

■投資方針

●マザーファンドへの投資を通じて、実質的に、主として円建ての短期公社債等の短期有価証券に投資を行ない、安定した収益の確保を目指すとともに、わが国の株価指数先物取引の買建てを行ないません。

◆マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を基本とします。

●株価指数先物取引のエクスポージャー[※]を機動的に変更することで、収益の獲得を目指します。

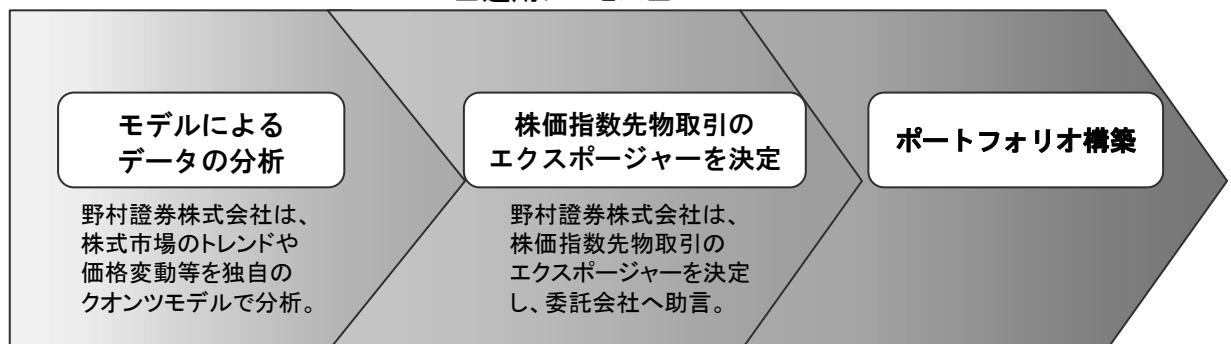
※株価指数先物取引のエクスポージャーとは、株価指数先物取引の買建ての額が信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。

●株価指数先物取引のエクスポージャーは、投資助言会社である野村證券株式会社[※]が、独自に開発したモデルを用い、株式市場のトレンドや価格変動等をシステムティックに分析した結果を踏まえ、決定します。

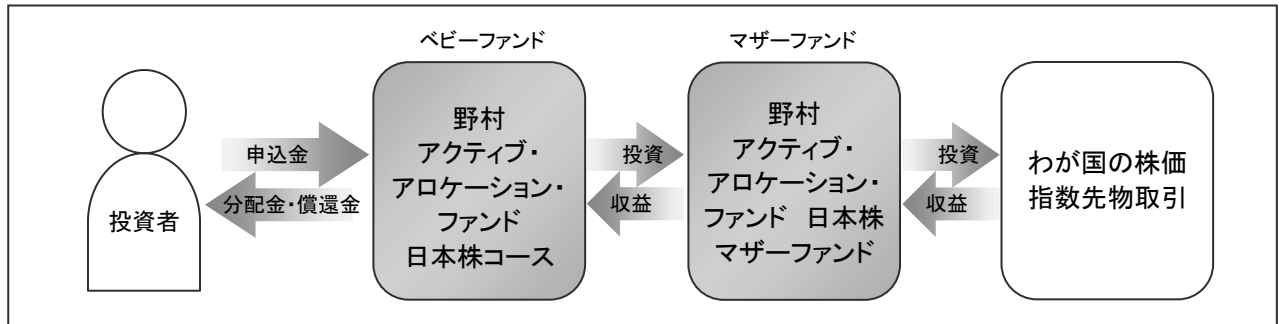
※野村證券株式会社は、「野村アクティブ・アロケーション・ファンド 日本株マザーファンド」に対して投資助言を行ないません。なお、同社は金融商品取引法に基づき、投資運用業および投資助言・代理業の登録を行なっています。

●株価指数先物取引の買建ての額は、原則としてマザーファンドの信託財産の純資産総額の範囲内とします。

■運用プロセス■



●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



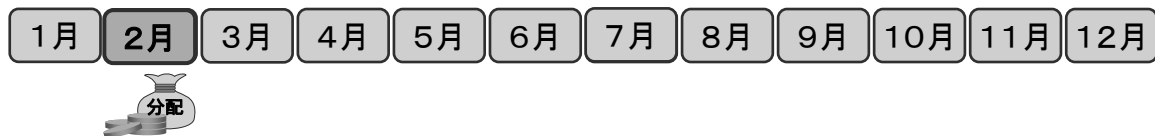
■主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

■分配の方針

原則、毎年2月23日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

ファンドは実質的に株価指数先物取引を活用しますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、株価指数先物取引のエクスポージャーを機動的に変更するため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- ファンドは平成26年3月27日に信託を終了（繰上償還）することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。
また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績

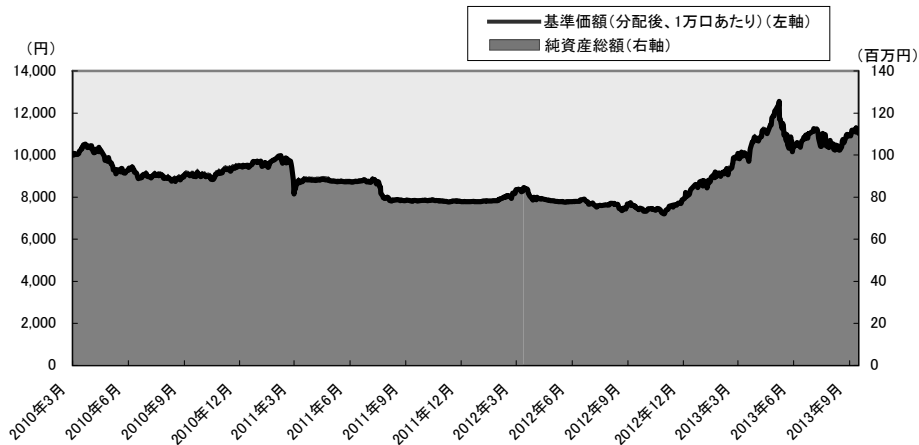
(2013年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)

分配の推移

(1万口あたり、課税前)



2013年2月	0 円
2012年2月	0 円
2011年2月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

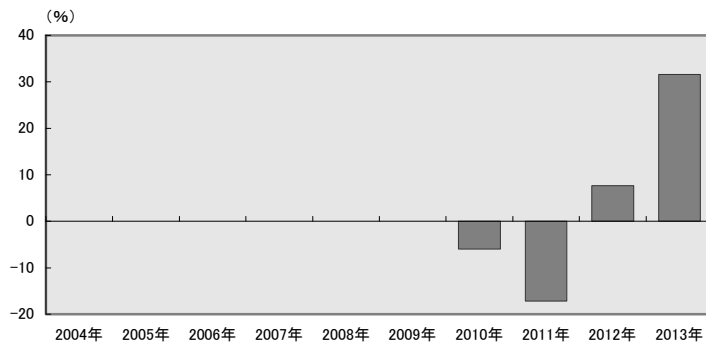
主要な資産の状況

実質的な投資比率

資産の種類/名称	種類	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	100.0
(内) 日経平均225 1312	株価指数先物取引 (買建)	91.4

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2010年は設定日(2010年3月15日)から年末までの収益率。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	1万口単位、1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の基準価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成25年5月18日から平成26年2月24日まで
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	平成27年2月23日まで (平成22年3月15日設定) 【信託の終了】 ファンドは平成26年3月27日に信託を終了(繰上償還)する予定です。
繰 上 償 還	受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年2月23日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	1500億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
 信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		年1.6065%※(税抜年1.53%)
配分 (税抜)	委託会社	年1.00%
	販売会社	年0.50%
	受託会社	年0.03%

※消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年1.6524%となります。

* マザーファンドの投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.50%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用・ 手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・ファンドに関する租税、監査費用 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

* 上記は平成26年1月現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

- ファンドの名称について

「野村アクティブ・アロケーション・ファンド 日本株コース」を「アクティブ・アロケーション日本株」、「トレンド・サーフィン日本株」という場合があります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは投資対象とする金融派生商品（デリバティブ）固有の要因や投資方針固有の事由により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。